

1 措置について

4月8日（水）から5月6日（水）までの間を臨時休業とする。

- ・ 臨時休業の期間や範囲等については、府域の状況により変更する場合がある。
- ・ 入学式は、感染拡大防止のための措置を講じたうえで実施することができる。
ただし、府立高校においては新入生と教職員のみの参列とする。

2 臨時休業期間中の対応

学校再開後の教育活動等の円滑な実施に向けて登校日を設定する。

- (1) 児童生徒等に対し週に1～2回の登校日を設定する。
- (2) 通常の授業は行わず、毎週の学習課題の提示や学習状況の確認を行う。
また、感染拡大防止のための措置を講じたうえで、健康診断、オリエンテーション等を実施することができる。
- (3) 1教室あたりの人数は20人程度までとし、分散登校により行う。また、活動終了後は速やかに下校させる。

分散登校の例：・1年：月曜日、2年：水曜日、3年：金曜日

- ・奇数クラス：午前 偶数クラス：午後
- ・上2つの組合せ
- ・支援学校では、学部や学年毎に曜日を変える 等

- (4) 公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。支援学校の通学バスは運行する。
- (5) 学校での滞在時間は2時間程度とする。
- (6) 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握する。

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について
(令和2年度第1学期初めの対応)

別紙2

1 措置について

4月の始業日から5月6日（水）までの間を臨時休業とする。

- ・臨時休業の期間や範囲等については、府域の状況により変更する場合がある。

2 臨時休業期間中の対応

具体的な感染症対策については別添マニュアルを参照して下さい

① 登校日について

- (1) 児童生徒等に対し、登校日を設定する。※週2回程度が望ましい。
- (2) 分散登校とするため、学年や学級ごとに登校する曜日等を決める。
- (3) 1学級を2教室に分割するなど、1教室あたりに参集する人数は20人程度とする。
- (4) 学校での滞在時間は2時間程度とする。
- (5) 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握する。
- (6) 通常の授業は行わず、学習課題の提示や学習状況の確認を行う。

児童生徒がおかれている極めて特殊な状況の影響は計り知れません。児童生徒を迎えるにあたっては、子どもの些細な変化を見逃さないようにしてください。別添の資料を参考に、受け入れ準備と登校日における子どもの対応を教職員で共通理解を図り、子どもの安心・安全を守るために組織的な対応をお願いいたします。

例) «小学校»

月木：1・4・6年

火金：2・3・5年

«中学校»

月木：奇数クラス

火金：偶数クラス

・不足教員は担任児童生徒が登校していない学年・学級の教員が補う。

・小学1年生は、保護者や近所の上の学年の児童と一緒に登校、下校は教員が付き添う。

② 子どもの居場所の確保

- ・登校時間以外（登校日以外も含む）は、これまでと同様に3年生以下の子どもの居場所の確保をお願いします。

③ その他

- ・感染拡大防止のための措置を講じたうえで、運動場の開放、学校図書館での貸し出し機能の活用等、子どもの活動の場の工夫もお願いします。